

## 学校法人決算の特徴

(単位:千円)

	H24年3月	H25年3月	H26年3月	H27年3月	H28年3月	H29年3月
事業活動収入(A)	1,315,362	1,462,796	1,307,075	1,470,521	1,388,350	1,506,633
事業活動支出(B)	1,337,977	1,251,570	1,157,539	1,173,610	1,250,040	1,322,991
事業活動収支差額(C)=(A)-(B)	-22,615	211,226	149,536	296,911	138,310	183,642
第1号基本金組み入れ・取崩差額(D)	10,223	126,415	139,215	-34,813	-62,930	-50,335
当年度収入・支出差額(E)=(C)+(D)	-12,392	337,641	288,751	262,098	75,380	133,307
翌年度繰越収支差額(F)	-1,738,432	-1,400,791	-1,112,040	-849,942	-774,562	-641,257
基本残高残高(G)	4,175,221	4,048,806	3,909,591	3,944,404	4,007,334	4,057,669
前年対比増減額(H)	-10,223	-126,415	-139,215	34,813	62,930	50,335
正味資産(I)=(F)+(G)	2,436,789	2,648,015	2,797,651	3,094,462	3,232,772	3,416,412
前年対比増減額(J)	-22,615	211,226	149,536	296,911	138,310	183,640

(A)・・・平成26年度迄帰属収入

(B)・・・平成26年度迄消費支出

(C)・・・事業活動収支差額が、一般の企業で言う当期利益と考える

平成27年度学校法人会計基準の変更により(A)帰属収入が事業活動収入(B)消費支出が事業活動支出(C)帰属収支差額が事業活動収支差額に変更された

第1号基本金とは

学校法人が教育の用に供される固定資産の価格

(例)借入金による固定資産取得の場合

借入金(他人資本)の返済分だけを毎年基本金に組入れ

しなければならない(学校法人会計基準)

⇒返済した分だけが基本金(純資産)になる

	固定資産取得	借入金	返済	基本金組入
初年度	100	100		
次年度		90	10	10
次々年度		80	10	10

### 第1号基本金組み入れ増減明細(H)

土地	0	0	0	0	3,378	0
建物	17,680	7,423	782	87,114	109,381	4,070
構築物	2,730	4,637	4,595	526	9,515	17,280
教育研究機器備品						
取得	10,539	14,653	27,106	17,317	88,693	7,984
除去	-27,110	-150,448	-187,110	-76,053	-157,298	-37,870
その他機器備品						
取得	3,770	1,749	2,609	820	2,440	1,992
除去	-15,111	-7,604	2,643	0	0	-28
前年度基本金繰り延高取崩						
翌年度基本金繰り延高取崩						
図書	1,632	1,313	1,591	1,391	2,620	2,714
車輛						
取得	0	1,862	12,354	1,197	0	2,599
除去	-4,353	0	0	0	0	0
建設仮勘定	0	0	0	0	1,700	19,093
基本金に組み入れるべき長期借入金返済	0	0	0	0	0	0
未払金支払い・過年度未組入等			2,501	2,501	2,501	32,501
合計	-10,223	-126,415	-139,215	34,813	62,930	50,335

・自己資金が不足し多額の設備投資を借入金に依存した場合、基本金組入れが発生することになり翌年度繰り越し収支差額(いわゆる一般企業での繰損)のマイナスが増加することになる。

・学校経営において設備投資は避けて通れない問題であり設備投資による多額の借入金発生での繰損増加は止むを得ない。

・一度基本金に組入れした場合、除去処分以外は取崩しできない。

・現状では平成29年3月末の法人の基本金4,057百万円に対し、翌年度繰越収支差額マイナス641百万円で実質的な正味資産では3,416百万円の蓄積がある状況で前年対比183百万円の増加。